

不法投棄等監視カメラ管理・使用誓約書

不法投棄等監視カメラの使用にあたり以下を遵守することを誓約します。

1. 不法投棄等監視カメラは、不法投棄の抑止や不法投棄者の特定に役立てるため以外の設置はしないこと。
2. 不法投棄等監視カメラは支部長の責任において適正に管理・保管すること。
3. 不法投棄等監視カメラで撮影された画像を適正に管理すること。
また、撮影した画像は、不法投棄行為者の特定以外の目的に使用しないこと。
4. 不法投棄等監視カメラ管理・運用に関する苦情や問い合わせ等を受けた場合は、誠実かつ迅速に対応すること。
5. 上記のほか、米沢市衛生組合連合会不法投棄等監視カメラ取扱規程に従った管理・運用を行うこと。

令和 4 年 9 月 12 日

米沢市衛生組合連合会
会長 渡部 一雄 様

米沢市衛生組合連合会 愛宕 支部

支部長 田村 安孝 